

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	安有01 <u>R8</u>
提出年月日	<u>令和4年7月4日</u>

設工認に係る補足説明資料

安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される

条件の下における健全性に関する

安全機能を有する施設の環境条件の設定について

1. 文章中の下線部は、R7からR8への変更箇所を示す。
2. 本資料（R8）は、令和4年5月18日に提示した「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する安全機能を有する施設の環境条件の設定についてR7」に対し、資料の構成（別紙及び添付の使い分け）を見直すとともに、一部記載の適正化のために記載内容を見直したものである。

目 次

1. 概要	1
2. 安全機能を有する施設の環境条件について	2
2.1 エリアごとに設定する環境条件の考慮事項	2
2.2 個別で設定する環境条件の考慮事項	7
添付 1 屋外温度の設定方法について	

1. 概要

本資料は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の第1回設工認申請のうち、以下の添付書類に示す安全機能を有する施設の健全性評価について補足説明するものである。

- ・再処理施設 添付書類「IV-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」
- ・MOX燃料加工施設 添付書類「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」

上記添付書類において、安全機能を有する施設の環境条件の設定値を示している。

本資料では、環境条件として設定する環境圧力、環境温度、環境湿度及び放射線の設定の考え方等について説明する。環境条件は、通常時の気象条件、換気空調設備による管理、放射性物質の崩壊熱等を考慮することはもとより、施設内で発生する設計基準事故が周囲の環境条件に影響を与える可能性があることを考慮し、設計基準事故を踏まえて設定する必要があるため、設計基準事故の影響の考慮の考え方についても説明する。

なお、本資料中の内容は、第1回申請の再処理施設の安全冷却水B冷却塔、主配管及び飛来物防護ネット並びにMOX燃料加工施設の燃料加工建屋の設置場所を考慮した内容を記載していることから、申請対象設備の追加に合わせて、次回以降に記載を拡充していく。

2. 安全機能を有する施設の環境条件について

2.1 エリアごとに設定する環境条件の考慮事項

エリアごとに設定する環境条件は、通常時に考慮すべき事項である気象条件、換気空調設備による管理、放射性物質の崩壊熱等に加え、再処理施設及び MOX 燃料加工施設で発生が想定される設計基準事故の特徴を踏まえ、設計基準事故による影響も考慮して設定する。

再処理施設は、設計基準事故で想定する全ての事象を考慮し、環境条件を設定する。また、環境条件を設定するエリアの単位は、屋外と屋内に大きく分け、屋内については設計基準事故の発生が想定される機器が設置されるセル内とそれ以外のセル外に分けて環境条件を設定する。

MOX 燃料加工施設は、屋外と屋内に大きく分け、さらに発生が想定される設計基準事故がグローブボックス火災の事象であることを踏まえ、屋内を設計基準事故の発生を想定するグローブボックスを設置する工程室内とそれ以外の屋内に分けて環境条件を設定する。また、設計基準事故の発生を想定するグローブボックス内に対しても環境条件を設定する。

再処理施設における安全機能を有する施設の環境条件及び考慮事項を表 2-1 に、MOX 燃料加工施設における安全機能を有する施設の環境条件及び考慮事項を表 2-2 に示す。

なお、表 2-1 においては、第 1 回申請の安全冷却水 B 冷却塔、主配管及び飛来物防護ネットを設置する屋外の環境条件を記載する。

また、表 2-2 においては、第 1 回申請の燃料加工建屋を設置する屋外の環境条件に加えて、建物の壁、床及び天井の評価に必要な建屋内の環境条件を記載する。ただし、貯蔵施設を設置する部屋内に関する環境条件については、貯蔵施設の設計に基づいて設定することから、貯蔵施設の申請に合わせて次回以降に記載を拡充していく。

表 2-1 再処理施設における安全機能を有する施設の環境条件及び考慮事項

No.	安全機能を有する施設の設置エリア		環境条件		考慮事項
1	屋外		圧力	・ 大気圧	・ 大気圧を超えて圧力が上昇する要因がないエリア。
			湿度・温度	・ 37℃ ※29℃ ・ 100%	・ 屋外設置設備の高温に対する考慮に係る温度として、八戸特別地域気象観測所の日最高気温の観測記録を基に設定。(添付 1) ※安全機能の特徴等を踏まえ、個別施設の設計上の外気温として設定。(添付 1) ・ 湿度は考えられる最大値。
			放射線	・ 2.6 μ Gy/h	・ 設計基準事故時における屋外被ばく線量を包絡する値。(別紙 1-3)
2	屋内	セル内	圧力	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
			湿度・温度	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
			放射線	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
3	屋内	セル外	圧力	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
			湿度・温度	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
			放射線	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲

表 2-2 MOX 燃料加工施設における
安全機能を有する施設の環境条件及び考慮事項(1/3)

No.	安全機能を有する施設の設置エリア	環境条件		考慮事項
1	屋外	圧力	・ 大気圧	・ 大気圧を超えて圧力が上昇する要因がないエリア。
		温度・湿度	・ 37℃ ※ 29℃ ・ 100%	・ 建屋外壁等の高温に対する考慮に係る温度として、八戸特別地域気象観測所の日最高気温の観測記録を基に設定。(添付1) ※安全機能の特徴等を踏まえ、個別施設の設計上の外気温として設定。(添付1) ・ 湿度は考えられる最大値。
		放射線	・ 2.6 μ Gy/h	・ 事故による放射線の上昇要因がないエリアであるため、管理区域外の遮蔽設計の基準となる線量率を設定。(別紙2-3)

表2-2 MOX燃料加工施設における
安全機能を有する施設の環境条件及び考慮事項(2/3)

No.	安全機能を有する施設の設置エリア	環境条件		考慮事項
2	設計基準事故の発生を想定するグローブボックスを設置する工程室内	圧力	・大気圧	・設計基準事故及び負圧管理目標値を踏まえて設定した値。(別紙2-1)
		湿度・ 温度	・40℃ ・100% (設計基準事故の発生を想定するグローブボックス近傍を除く範囲)	・温度は、室内に設置する機器発熱等を考慮した値。(別紙2-2) ・湿度は換気空調によって屋外湿度より下がるが、換気空調が事故時に期待できないことを考慮し、考えられる最大値を設定。
			・100℃ ・100% (設計基準事故の発生を想定するグローブボックス近傍)	・温度は、グローブボックス内の温度を考慮した値。(別紙2-2) ・湿度は換気空調によって屋外湿度より下がるが、換気空調が事故時に期待できないことを考慮し、考えられる最大値を設定。
		放射線	・50 μGy/h (工程室内)	・事故による放射線の上昇要因がないエリアであるため、工程室の遮蔽設計の基準となる線量率を設定。(別紙2-3)
3	建屋内 (No. 2を除く範囲)	圧力	・大気圧	・負圧管理目標値を踏まえて設定した値。(別紙2-1)
		湿度・ 温度	・40℃ ・100% (貯蔵容器一時保管室、燃料棒貯蔵室及び燃料集合体貯蔵室内を除く範囲)	・温度は、室内に設置する機器発熱等を考慮した値。(別紙2-2) ・湿度は換気空調によって屋外湿度より下がるが、換気空調が事故時に期待できないことを考慮し、考えられる最大値を設定。
			次回以降に示す範囲 (貯蔵容器一時保管室、燃料棒貯蔵室及び燃料集合体貯蔵室内)*1	次回以降に示す範囲
		放射線	・2.6 μGy/h (管理区域外)	・事故による放射線の上昇要因がないエリアであるため、管理区域外の遮蔽設計の基準となる線量率を設定。(別紙2-3)
			・50 μGy/h (貯蔵施設を設置する部屋を除く管理区域内)	・事故による放射線の上昇要因がないエリアであるため、工程室の遮蔽設計の基準となる線量率を設定。(別紙2-3)
			次回以降に示す範囲 (貯蔵施設を設置する部屋内)*2	次回以降に示す範囲

*1 これらの部屋は、貯蔵する核燃料物質からの発熱（崩壊熱）により、その他の部屋の空調設計での最高温度(40℃)を超えることから、別途環境条件を設定している。詳細については次回以降に示す。

*2 貯蔵施設を設置する部屋は、取り扱う核燃料物質が多いことから、その他の部屋と比べて放射線量が高くなるため、別途環境条件を設定している。詳細については次回以降に示す。

表2-2 MOX燃料加工施設における
安全機能を有する施設の環境条件及び考慮事項(3/3)

No.	安全機能を有する施設の設置エリア	環境条件		考慮事項
4	設計基準事故の発生を想定するグローブボックス内(火災源からの鉛直方向距離0~950mm) ^{*3}	圧力	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
		湿度・温度	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
		放射線	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
5	設計基準事故の発生を想定するグローブボックス内(火災源からの鉛直方向距離951~1300mm) ^{*3}	圧力	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
		湿度・温度	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
		放射線	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
6	設計基準事故の発生を想定するグローブボックス内(No. 4, 5を除く範囲)及び気体廃棄物の廃棄施設内(MOX粉末の排気経路となる範囲) ^{*3}	圧力	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
		湿度・温度	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
		放射線	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
7	グローブボックス内(No. 4~6を除く範囲。) ^{*3}	圧力	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
		湿度・温度	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲
		放射線	次回以降に示す範囲	次回以降に示す範囲

*3 No. 4~7については、設計基準事故時の火災の影響によるグローブボックス内の温度分布に基づいて細分化している。詳細については次回以降に示す。

2.2 個別で設定する環境条件の考慮事項

本項目は、申請対象設備の追加に合わせて、次回以降に記載を拡充していく。

添付 1

屋外温度の設定方法について

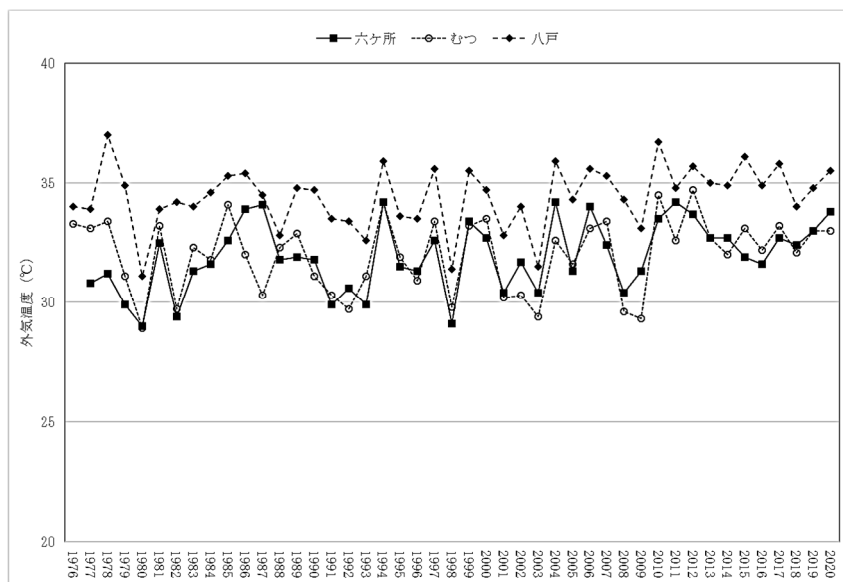
1. 概要

本添付は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における屋外の温度の設定方法について示したものである。

2. 屋外の温度設定について

屋外の環境温度については、想定される自然現象である高温を考慮した設計外気温に基づいて設定する。高温に関しては、敷地周辺の気象観測所の観測記録を適切に考慮する。考慮にあたっては、1930年代から観測を行っており十分な観測記録を有するむつ特別地域気象観測所及び八戸特別地域気象観測所の観測記録に基づくとともに、これらと六ヶ所地域気象観測所の観測記録を比較することにより、年ごとの日最低気温及び日最高気温の極値の類似性を適切に考慮して設計外気温を設定する。

むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所及び六ヶ所地域気象観測所における日最高気温の推移(統計期間1976年～2020年)を第2-1図に示す。



第2-1図 各観測所における日最高気温の推移

むつ特別地域気象観測所の観測値は、六ヶ所地域気象観測所の観測値に近似しており、その差は平均で0.0°C、最大で-3.8°C(1987年)と小さい。

一方、八戸特別地域気象観測所の観測値は、六ヶ所地域気象観測所の観測値と比較すると全体的に高い側で推移しており、平均で2.5°C、最大で5.8°C(1978年)の差である。

上記のとおり、むつ特別地域気象観測所と八戸特別地域気象観測所のいずれの観測値であっても六ヶ所地域気象観測所の観測値に近く、敷地の実際の状況を反映するものであるが、高温に対する考慮としては、より厳しい条件となるように、八戸特別地域気象観測所の観測値を設計外気温として設定する。

これに基づき、1937年～2020年8月の八戸特別地域気象観測所の観測記録のうち、日最高気温の極値37.0°C(1978年8月3日)を、再処理事業所における高温に対する設計外気温とし、屋外の環境温度とする。

また、安全冷却水系冷却塔等の個別施設の安全機能に係る安全設計(評価)においては、安全機能の特徴等を踏まえて、外気温度を設定する。

具体的には、個別施設を設置する再処理施設のある六ヶ所地域の気象条件をもとに安全設計(評価)を行うこととし、六ヶ所地域気象観測所における夏季(6月～9月)の日平均気温の極値28.5℃を超える29℃を設計上の外気温度として設定する。

別紙

安有01 【安全機能を有する施設の環境条件の設定について】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1-1	再処理施設における圧力の設定方法について			次回以降に示す範囲
別紙1-2	再処理施設における温度の設定方法について			次回以降に示す範囲
別紙1-3	再処理施設における放射線の設定方法について	7/4	0	
別紙2-1	MOX燃料加工施設における圧力の設定方法について	7/4	0	
別紙2-2	MOX燃料加工施設における温度の設定方法について	7/4	0	
別紙2-3	MOX燃料加工施設における放射線の設定方法について	7/4	0	

別紙 1-3

再処理施設における
放射線の設定方法について

1. 概要

本別紙は、再処理施設における屋外及び屋内の放射線の設定方法について示したものである。

2. 屋外における放射線について

屋外に設置される安全機能を有する施設は主要材料が鋼材であるため、放射線により脆化することは考えられない。しかし、再処理施設の技術基準に関する規則 第16条第1項への適合性を説明するに当たり、指標となる放射線を定める必要があることから、事業変更許可申請書の添付書類六「1.3.2 遮蔽設計区分」に示される I1 区分（管理区域外）の設計基準線量率(2.6 μ Gy/h)を屋外の放射線として設定している。

I1 区分（管理区域外）の設計基準線量率は、通常時を前提として定められた値であるが、設計基準事故時に想定される屋外線量率を包含した値になっていることを確認するため、事業変更許可申請書の添付書類四及び添付書類八（以下、それぞれを「添付書類四」及び「添付書類八」という。）における設計基準事故時の線量評価に準じて評価を行う。

ただし、今回の屋外における放射線の設定に当たっては、添付書類八で評価している敷地境界における実効線量ではなく、敷地内の再処理施設（設備）の設置場所における吸収線量率を評価するため、評価条件及び評価方法の一部を変更する。

主要な変更点について、次頁及び図1に示す。なお、評価手法を変更する事の妥当性等については、別添-1に示す。

添付書類四及び添付書類八の安全解析との比較

	事業変更許可申請書	今回評価
評価対象事象	添付書類八「3. 設計基準事故」記載の代表7事象	同左
評価指標	敷地境界周辺公衆の実効線量	敷地内設備の吸収線量率
考慮する核種	設計基準事故発生時に放出されうる全ての核種	同左
放射性物質の放出量	添付書類八に示す解析条件から求められる放出量	同左
着目地点	敷地境界（放出地点から約1km）	敷地内（放出地点から0～60m地点）
実効放出継続時間	高レベル廃液ガラス固化設備での熔融ガラスの漏えい：17時間 その他の事象：1時間	全ての事象：1時間 ※1
気象条件及び評価に使用する相対濃度の累積出現頻度	添付書類四「2.5 安全解析に使用する気象条件」のとおり	同左
評価に用いる相対濃度	主排気筒放出： 1.2×10^{-6} (s/m ³) 地上放出： 1.1×10^{-4} (s/m ³)	主排気筒放出：同左 地上放出： 3.3×10^{-2} (s/m ³) ※2

※1：本評価の目的が、設計基準事故時に想定される屋外線量率が設計基準線量率(2.6 μGy/h)に包絡されることの確認であることから、線量率の評価を合理的に実施するために全ての事象の実効放出継続時間を1時間で統一した。

※2：着目地点の変更に伴う変更。

(1) 評価指標

事業変更許可申請書では、敷地境界における周辺公衆に対する実効線量を評価していたのに対し、本評価の評価対象は敷地内の安全機能を有する施設が対象となることから、吸収線量率を評価する。

設計基準事故発生時における屋外の吸収線量率上昇の主要な要因は、大気中に放出された放射性雲からの放射線、臨界発生時における直接線及び、地表に沈着した放射性物質からの放射線の3つが考えられる。このうち、前者2つについては、設計基準事故の継続時間が数分～数十分と比較的短く、一過性のものである。一方、地表に沈着した放射性物質からの放射線については、設計基準事故後も継続して影響が及ぶことを踏まえ、屋外における放射線については地表に沈着した放射性物質からの放射線を考慮することとする。

地表に沈着した放射性物質からの放射線は、再処理施設の遮蔽設計において使用実績のある QAD コード（点減衰核積分法コード）を用いる手法（2.1 参照）及び事業指定基準規則第 44 条（制御室）に係る安全審査 整理資料の居住性評価における地表沈着からの線量評価（以下「居住性評価手法」という）（2.2 参照）の 2 手法を用いて算出し、これらの計算結果に基づき屋外放射線を設定する（2.3 参照）。

なお、放射性雲からの放射線及び臨界発生時における直接線の影響については、それぞれ別添-2 及び別添-3 にて説明する。

(2) 相対濃度

気象条件については、添付資料四「2.5 安全解析に使用する気象条件」に示されるものと同ーとする。ただし、着目地点が敷地境界から敷地内に変更される（放出地点から線量計算点の距離が短くなる）ため、相対濃度については、新たに設定する。

2.1 QAD コード（点減衰核積分法コード）を用いた屋外の放射線の算出

2.1.1 屋外における放射線の設定手順

以下の手順により設定する。

- ① 考慮する設計基準事故の選定
- ② 評価モデルの設定
- ③ 線源強度の算出及び線量率の評価
- ④ ③での評価結果に基づく、屋外放射線の設定

①～③の詳細については、以下の 2.1.2 から 2.1.4 にて、④については 2.3 にて説明する。

2.1.2 考慮する設計基準事故の選定

屋外の放射線の設定に当たっては、設計基準事故のうち、添付書類八 1.1.2.2-(3) にて選定した 7 つの代表事象（以下「代表事象」という。）を考慮する。

なお、代表事象とは以下の事象を指す。

- プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災
- プルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶での T B P 等の錯体の急激な分解反応
- 溶解設備の溶解槽における臨界

別 1-3-5

- 高レベル廃液処理設備の高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい
- 高レベル廃液ガラス固化設備での溶融ガラスの漏えい
- 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下
- 短時間の全交流動力電源の喪失（固化セルへのガラス溶融炉内の廃ガス漏えい）

今回の評価で考慮する核種及び放出量を表1に示す。

2.1.3 評価モデルの設定

(1) 放出地点

添付書類八「3. 設計基準事故」にて示される解析条件に基づいて設定する。すなわち、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下を除く代表事象については、事象発生時に放出される放射性物質は主排気筒から放出されることを想定し、また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下については、破損した使用済燃料集合体から放出される放射性物質が燃料送出しピット水中を経て、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から地上放出されることを想定する。

(2) 評価モデルで考慮する線源形状

a. 放射性物質が拡がる角度

放射性物質が拡がる角度については、発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針⁽³⁾に基づき算出される値をもとに、 33.3° に設定する。

b. 評価モデルで考慮する線源形状の設定

安全側の評価を得るために、評価モデル上の線源については、a.で示した条件で拡散する領域を包絡できるように、長方形とする。長方形の縦及び横の長さについては、(1)で設定した放出地点ごとに次のように設定する。

(a) 主排気筒放出

縦方向の放射線源の長さは、評価点に対して放射線の距離減衰の効果が十分見込まれる1000mに設定する。

横方向の放射線源の長さは、(2)a.にて設定した拡がり範囲を包絡できるように620mに設定する。

評価モデル図を図2-1に示す。

(b) 地上放出

地上放出の場合、相対濃度が高い領域が使用済燃料受入れ・貯蔵建屋近傍に分布する(別添-4 別図4-2参照)が、主排気筒放出と同様に縦方向の放射線源の長さを1000m、横方向の放射線源の長さを620mに設定する。

評価モデル図を図2-2に示す。

(3) 相対濃度の設定

添付書類四に準じて、代表事象発生時における放射性物質の放出地点から見て 16 方位それぞれに対して累積出現頻度が 97%に当たる相対濃度を求め、この内最大のものを屋外の放射線の設定に使用する相対濃度とする。

このとき、風向、風速、大気安定度等の各種前提条件については、添付書類四における安全解析と原則同じものにする。ただし、代表事象「高レベル廃液ガラス固化設備での熔融ガラスの漏えい」に関する実効放出継続時間については、頁添-1-3-4の注釈で述べたとおり、添付書類四に記載される 17 時間を便宜上 1 時間に設定する。

以上より設定される相対濃度は、主排気筒放出の場合に 1.2×10^{-6} (s/m³)、地上放出の場合には 3.3×10^{-2} (s/m³) を設定する。

(4) 評価モデルで考慮する線源濃度

(1) で設定した放出点ごとに次のとおりに設定する。

a. 主排気筒放出

大気中に拡散した放射性物質の相対濃度が最大となる領域に基づき線源の形状を設定したことを踏まえ、線源濃度については、線源形状に均一に分布するものとする。

単位面積あたりの線源濃度の算出には、以下の式を用いる。

$$S_{gri} = \chi/Q \cdot Q_i \cdot V_g$$

ここで

S_{gri} : 核種 i の単位面積あたりの線源濃度 (Bq/m²)

χ/Q : 相対濃度 (s/m³) 1.2×10^{-6} (s/m³) (別添-4 参照)

Q_i : 核種 i の放出量 (Bq) (値を表 1 に示す。)

V_g : 地表への沈着速度 0.012 (m/s)

なお、地表面への放射性エアロゾルの乾性沈着速度は、NUREG/CR-4551-V o 1. ⁽¹⁾2において 0.3cm/s が推奨されていること、降雨による放射性エアロゾルの湿性沈着速度は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針⁽²⁾」に、降水時の沈着率が乾燥時の沈着率の 2 から 3 倍大きい値となると示されていることを考慮し、より厳しい結果となるように乾性沈着速度の 4 倍である 1.2 cm/s とした。

b. 地上放出

別添-4の別図4-2(1)示すとおり、地上放出された放射性物質の相対濃度は放出点から約300mの位置でほぼゼロとなるが、放出点から安全冷却水系冷却塔Aまでの距離である30m位置における相対濃度の放射性物質が線源形状に均一に分布するものとする。

単位面積あたりの線源濃度の算出には、「a. 主排気筒放出」と同様に以下の式を用いる。

$$S_{gri} = \chi/Q \cdot Q_i \cdot V_g$$

ここで

S_{gri} : 核種 i の単位面積あたりの線源濃度 (Bq/m²)

χ/Q : 相対濃度 (s/m³) 3.3×10^{-2} (s/m³) (別添-4 参照)

Q_i : 核種 i の放出量 (Bq) (値を表 1 に示す。)

V_g : 地表への沈着速度 0.012 (m/s)

(5) 線量を評価する地点

線量率を評価する地点は次のとおりに設定する。なお、主排気筒、安全冷却水系冷却塔 A 及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の位置関係は図 3 に示すとおりである。

a. 放出点からの距離 (主排気筒放出)

主排気筒の根本に位置する安全上重要な施設のダクトの設置位置及び安全冷却水系冷却塔 A を対象とし、0m 及び 60m とする。

b. 放出点からの距離 (地上放出)

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から最も近い安全冷却水系冷却塔 A を対象とし、30m とする。

c. 地表からの距離

1 m の位置とする。

2.1.4 線源強度の算出及び線量率の評価

線源強度については、2.1.3の(2)及び(4)にて設定した線源形状及び線源濃度から求められる総放射エネルギー (Bq) に核種毎の単位放射エネルギー当たりの線源強度 (Photon/Bq/s) を乗じることによって求める。また、評価点における線量率については、QAD-CGGP2Rを用い、点減衰核積分法にて求める。

2.2 居住性評価手法による放射線の算出

2.2.1 屋外における放射線の設定手順

2.1.1 と同様、地表に沈着した放射性物質からの放射線を考慮する。ただし、設定手順については、以下のとおりになる。

- ① 考慮する設計基準事故の選定
- ② 相対濃度及び地面沈着濃度の算出
- ③ 地表沈着換算係数を用いた線量率の評価
- ④ ③での評価結果に基づく、屋外放射線の設定

①～③の詳細については、以下の 2.2.2 から 2.2.4 にて、④については 2.3 にて説明する。

2.2.2 考慮する設計基準事故の選定

2.1.2と同様に7つの代表事象を考慮するものとする。

2.2.3 相対濃度及び地面沈着濃度の算出

相対濃度の算出方法については、2.1.3の(3)と同じである。また、地面沈着濃度の算出方法については、同節(4)と同じである。

2.2.4 地表沈着換算係数を用いた線量率の評価

地表沈着換算係数を用いた線量率については、以下の式によって求められる。

$$D_{gr} = \sum_i K_{igr} \cdot S_{gri} \cdot 3600$$

ここで

D_{gr} : 地表沈着物からの外部被ばく線量率(Sv/h)

K_{igr} : 放射性核種 i の地表沈着換算係数(Sv/Bq s m⁻²)

地表沈着換算係数 K_{igr} は、EPA-402-R-93-081⁽⁴⁾に基づく値とする。

(表2参照)

S_{gri} : 核種 i の単位面積あたりの線源濃度(Bq/m²)

なお、 D_{gr} は実効線量率(Sv/h)として算出されるが、今回は設備の健全性評価を評価するため、1Sv = 1Gy と見なし、吸収線量率 (Gy/h) が算出されるものとする。

2.3 屋外放射線の設定

表3に求めた線量率を示す。

設計基準事故による地表沈着に係る線量は、最も影響が大きい短時間の全交流動力電源喪失でも0.24μGy/hであり、この値は事業変更許可申請書の添付資料六「1.3.2 遮蔽設計区分」に示される I1 区分 (管理区域外) の設計基準線量率(2.6μGy/h)を下回ることを確認した。

以上を踏まえ、屋外の線量を2.6μGy/hと設定する。

3. 屋内における放射線について

本項目は、屋内に設置される安全機能を有する施設の申請に合わせて、次回以降に記載を拡充する。

4. 参考文献

- (1) J.L.Sprung. et al. Evaluation of Severe Accident Risks:Quantification of Major Input Parameters. United States Nuclear Regulatory Commission, 1990, NUREG/CR-4551, vol. 2, Rev.1, Pt.7
- (2) 原子力安全委員会. 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針. 1976, 2001 一部改訂.
- (3) 原子力安全委員会. 発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針. 1984, 2001 一部改訂.
- (4) K.F.Eckerman. et al. External Exposure to Radionuclides in Air, Water, and Soil. United States Environmental Protection Agency, 1993, EPA-402-R-93-081.

表 1 (1) 放出量 (プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災の場合) ※1

核種	放出量 (Bq)
Pu-238	2.5×10^8
Pu-239	2.2×10^7
Pu-240	3.4×10^7
Pu-241	8.1×10^9

※1 添付書類八の「第 3.2-2 表 プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の放射性物質の放出量」と同じ。

表 1 (2) 放出量 (プルトニウム濃縮缶での T B P 等の錯体の急激な分解反応の場合) ※1

核種	放出量(Bq)
Pu-238	3.5×10^5
Pu-239	3.1×10^4
Pu-240	4.8×10^4
Pu-241	1.1×10^7

※1 添付書類八の「第 3.3-2 表 プルトニウム濃縮缶での T B P 等の錯体の急激な分解反応時の放射性物質の放出量」と同じ。

表 1 (3) 放出量 (溶解槽における臨界の場合)

核種	放出量(Bq)
Sr-90 ^{※1}	6.4×10^7
Y-90 ^{※2}	6.5×10^7
Ru-106 ^{※1}	1.9×10^9
Rh-106 ^{※2}	2.0×10^9
Cs-134 ^{※2}	4.5×10^7
Cs-137 ^{※2}	9.0×10^7
Ba-137m ^{※2}	8.5×10^7
Eu-154 ^{※2}	8.0×10^6
Pu-238 ^{※1}	5.0×10^6
Pu-239 ^{※1}	4.4×10^5
Pu-240 ^{※1}	6.9×10^5
Pu-241 ^{※1}	1.6×10^8
Am-241 ^{※1}	2.8×10^6
Cm-244 ^{※1}	7.8×10^6
希ガス ^{※3} (ガンマ線実効エネルギー 0.5MeV 換算値)	(9.1×10^{15})
I-131 ^{※3}	(7.1×10^{10})
I-132 ^{※3}	(8.9×10^{12})
I-133 ^{※3}	(1.6×10^{12})
I-134 ^{※3}	(4.2×10^{13})
I-135 ^{※3}	(4.7×10^{12})

- ※1 添付書類八の「第 3.4-3 表 溶解槽における臨界時の放射性物質の放出量」と同じ。
- ※2 地表沈着した放射性物質からの線量の観点で、有意な影響を及ぼす核種。
- ※3 地表に沈着しない又は地表に沈着したとしても半減期が短く線量率への寄与が小さいと判断し、線量率の評価で考慮しない核種。

表 1 (4) 放出量 (高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えいの場合)

核種	放出量 Q_i (Bq)
Ru-106 ^{※1}	6.7×10^8
Rh-106 ^{※2}	6.7×10^8
Sb-125 ^{※2}	1.0×10^8
Cs-134 ^{※2}	7.3×10^8
Cs-137 ^{※2}	1.5×10^9
Ba-137m ^{※2}	1.4×10^9
Ce-144 ^{※2}	4.3×10^8
Sr-90 ^{※1}	1.0×10^9
Y-90 ^{※2}	1.0×10^9
Eu-154 ^{※2}	1.8×10^8
Am-241 ^{※1}	4.6×10^7
Cm-244 ^{※1}	1.2×10^8

※1 添付書類八の「第 3.5-1 表 高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい時の放射性物質の放出量」と同じ

※2 地表沈着した放射性物質からの線量の観点で、有意な影響を及ぼす核種。

表 1 (5) 放出量 (高レベル廃液ガラス固化設備での溶融ガラスの漏えいの場合)

核種	放出量 Q_i (Bq)
Ru-106 ^{※1}	1.0×10^{12}
Rh-106 ^{※2}	1.0×10^{12}
Cs-134 ^{※2}	4.4×10^{10}
Cs-137 ^{※1}	8.8×10^{10}
Ba-137m ^{※2}	8.4×10^{10}
Sr-90 ^{※1}	6.0×10^9
Y-90 ^{※2}	6.0×10^9
Am-241 ^{※1}	2.6×10^8
Cm-244 ^{※1}	7.3×10^8

※1 添付書類八の「第 3.6-1 表 高レベル廃液ガラス固化設備での溶融ガラスの漏えい時の放射性物質の放出量」と同じ

※2 地表沈着した放射性物質からの線量の観点で、有意な影響を及ぼす核種。

表 1 (6) 放出量 (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下の場合)

核種	放出量(Bq)
希ガス ^{※1} (ガンマ線実効 エネルギー0.5 MeV換算値)	(3.4×10^{11})
I-129 ^{※2}	2.6×10^6

※1 地表に沈着しないため、線量率の評価で考慮しない核種

※2 放出量は再処理事業指定申請書の添付書類八の「第3.7-1表 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下時の放射性物質の放出量」と同じ

表 1 (7) 放出量 (短時間の全交流動力電源の喪失の場合)

核種	放出量 Q_i (Bq)
Ru-106 ^{※1}	9.3×10^{12}
Rh-106 ^{※2}	9.3×10^{12}
Cs-137 ^{※1}	5.8×10^8
Ba-137m ^{※2}	5.5×10^8
Sr-90 ^{※1}	4.0×10^7
Y-90 ^{※2}	4.0×10^7
Am-241 ^{※1}	1.7×10^6
Cm-244 ^{※1}	4.8×10^6

※1 放出量は再処理事業指定申請書の添付書類八の「第 3.8-1 表 短時間の全交流動力電源の喪失時の放射性物質の放出量」と同じ

※2 地表沈着した放射性物質からの線量の観点で、有意な影響を及ぼす核種。

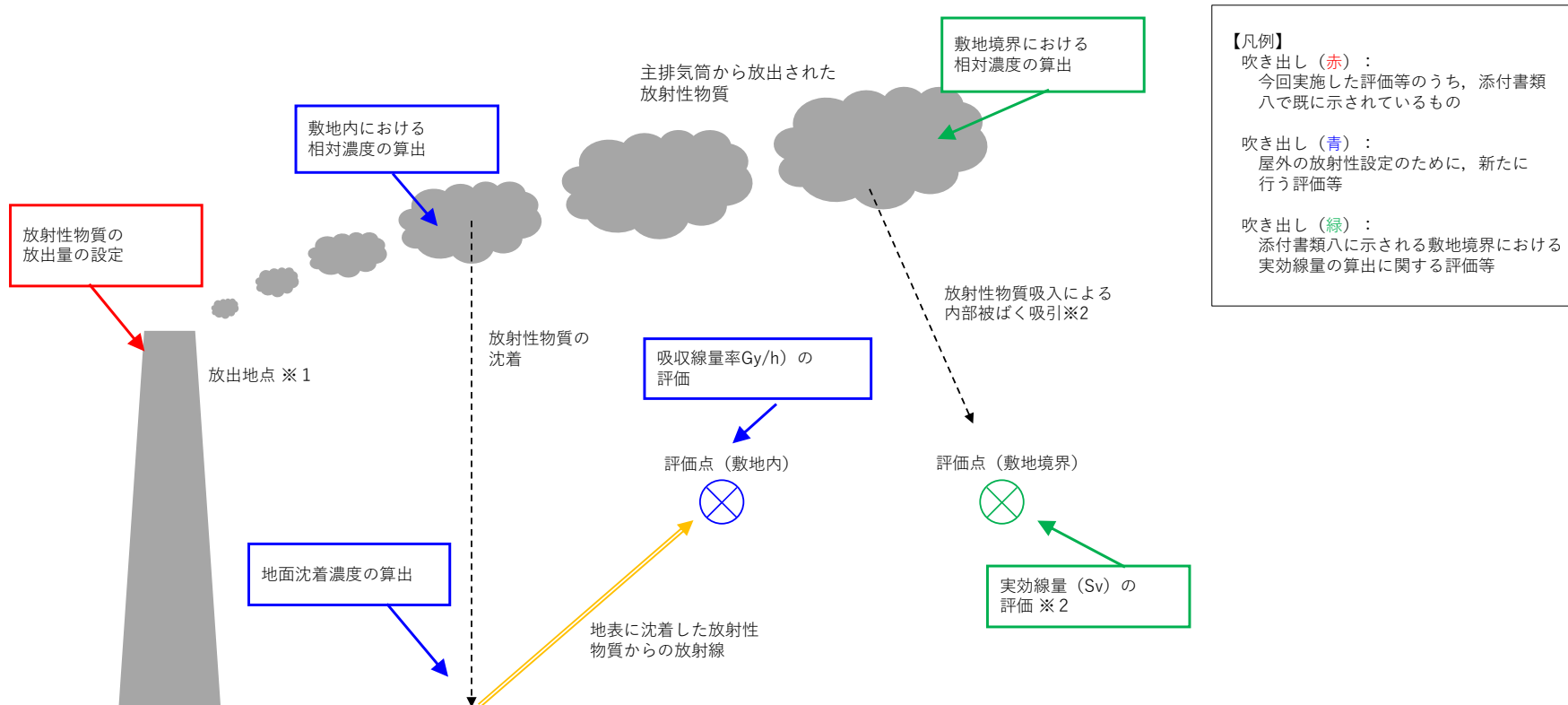
表2 核種毎の地表沈着換算係数

核種	地表沈着換算係数 K_{igr} (Sv/Bq s m ⁻²)
Sr-90	2.9×10^{-19}
Y-90	5.4×10^{-18}
Ru-106	0.0
Rh-106	2.2×10^{-16}
Sb-125	4.3×10^{-16}
I-129	2.6×10^{-17}
Cs-134	1.6×10^{-15}
Cs-137	2.9×10^{-19}
Ba-137m	5.9×10^{-16}
Ce-144	2.1×10^{-17}
Eu-154	1.2×10^{-15}
Pu-238	8.4×10^{-19}
Pu-239	3.7×10^{-19}
Pu-240	8.1×10^{-19}
Pu-241	2.0×10^{-21}
Am-241	2.8×10^{-17}
Cm-244	8.8×10^{-19}

表3 評価結果一覧

代表事象	QAD コードで算出した線量率		EPA の地表沈着換算係数 を用いて算出した線量 率 (μ Gy/h)
	冷却塔における 線量率 (μ Gy/h) ※1	ダクトにおける 線量率 (μ Gy/h) ※1	
プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災	2.8×10^{-9}	1.5×10^{-9}	1.4×10^{-8}
プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応	3.7×10^{-12}	1.9×10^{-12}	1.9×10^{-11}
溶解槽における臨界	5.8×10^{-5}	3.2×10^{-5}	2.8×10^{-5}
高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい	1.8×10^{-4}	9.6×10^{-5}	1.3×10^{-4}
高レベル廃液ガラス固化設備での溶融ガラスの漏えい	3.4×10^{-2}	1.9×10^{-2}	1.7×10^{-2}
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下	2.2×10^{-4}	—	9.6×10^{-5}
短時間の全交流動力電源の喪失	2.4×10^{-1}	1.4×10^{-1}	1.1×10^{-1}

※1 有効数字を2桁とした場合の値



※1：主排気筒若しくは使用済燃料受入れ・貯槽建屋。

※2：溶解設備の溶解槽における臨界については、溶解槽からの中性子線及びガンマ線並びに放射性雲からのガンマ線に係る実効線量も評価する。

図1 安全解析の変更点

別 1-3-21

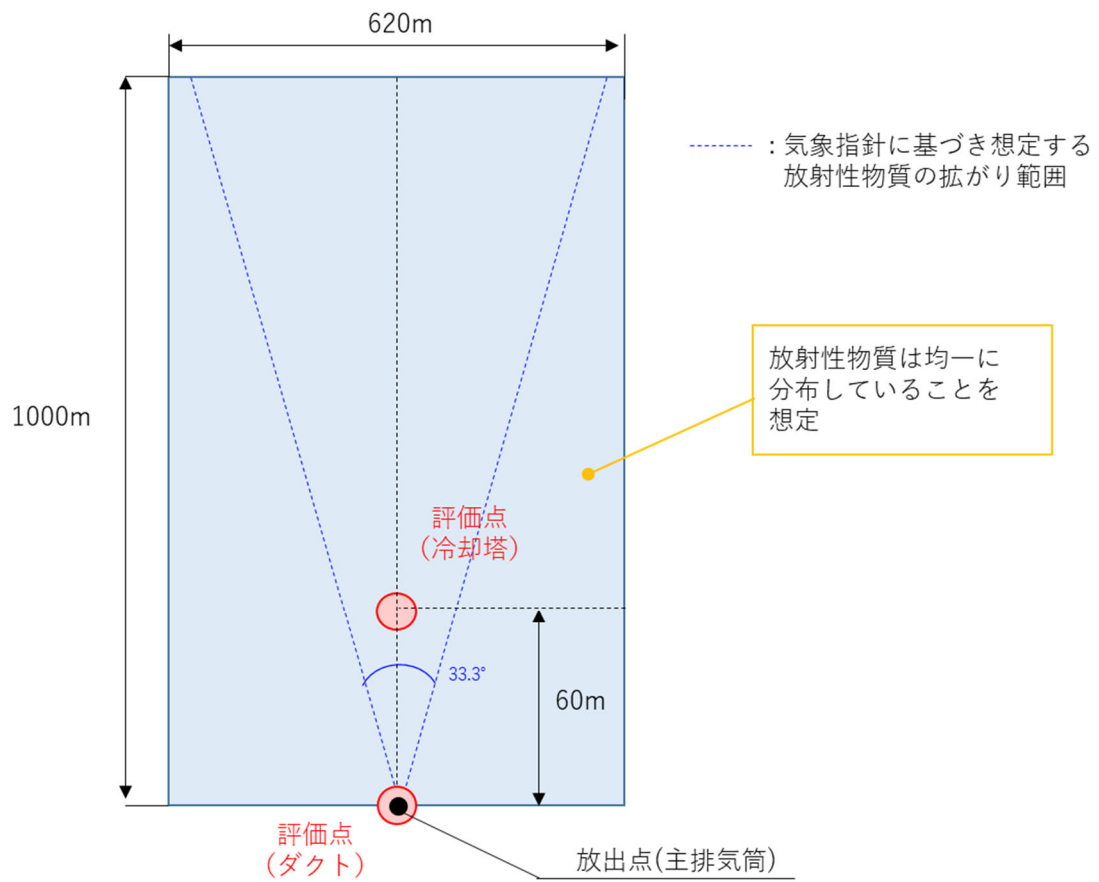


図 2 - 1 評価モデル 1 (主排気筒放出)

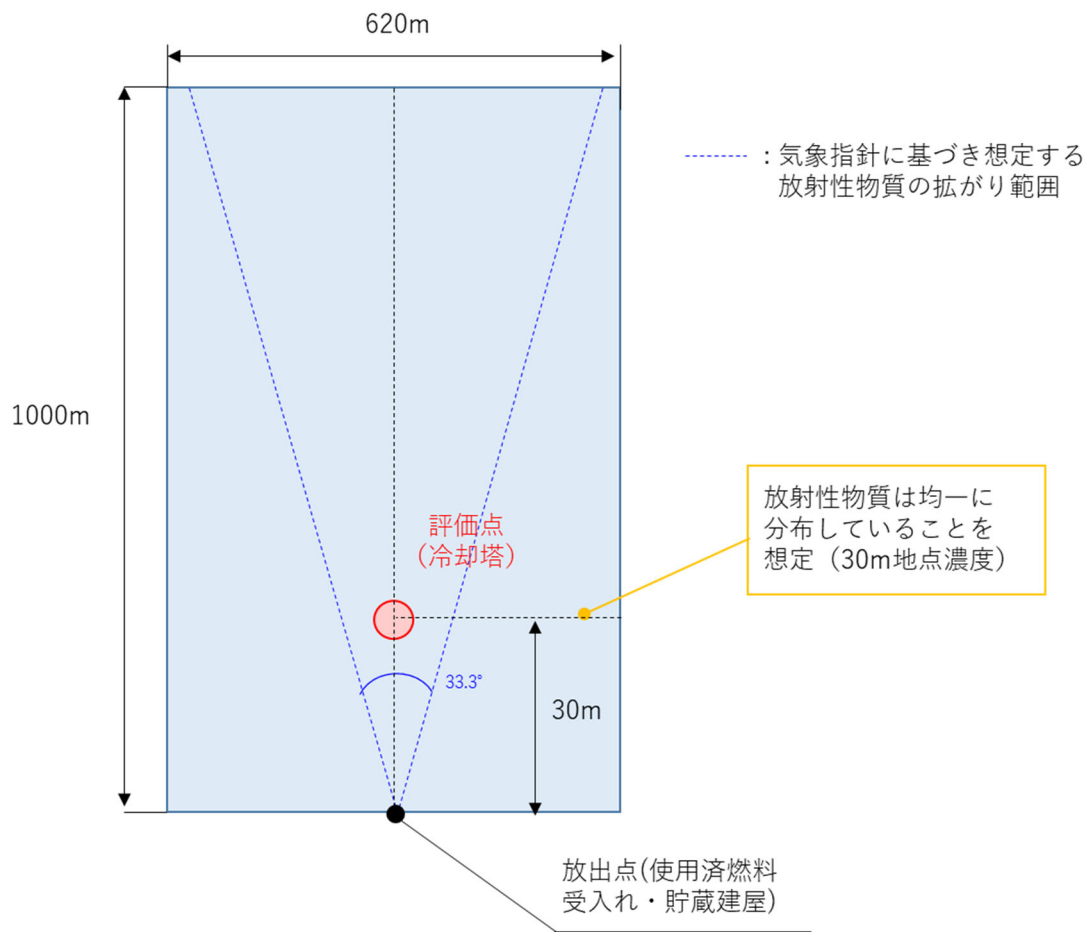
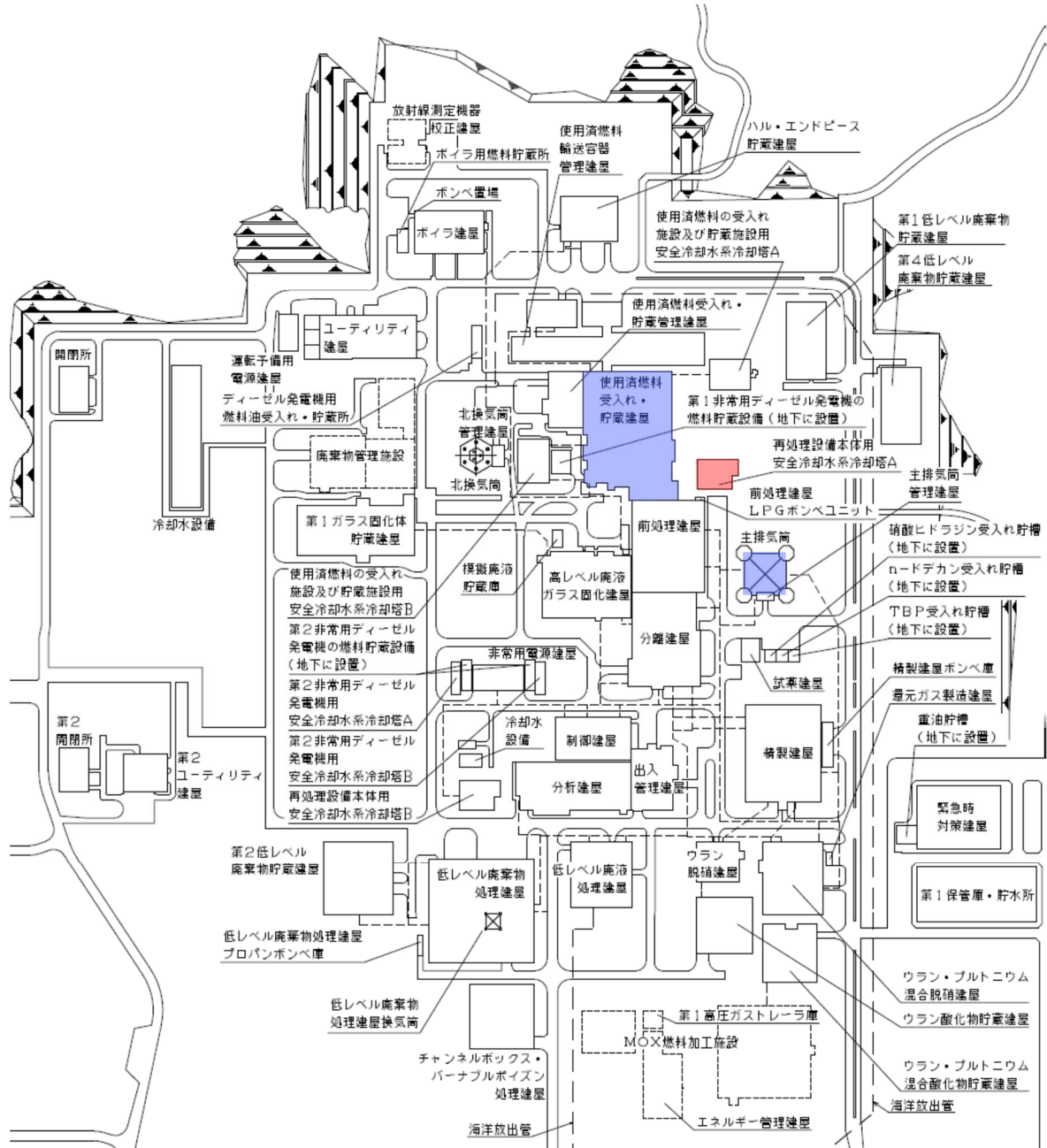


図 2 - 2 評価モデル 2 (地上放出)



【凡例】

青：放出点となる施設

赤：屋外に設置される安全上重要な施設

図3. 放出点と屋外に設置される安全上重要な施設の位置関係

別 1-3-24

別添-1 評価手法を変更する事の妥当性等(1/2)

放射線の設定に係る項目	事業変更許可申請書	今回評価	備考（評価手法を変更する事の妥当性等）
評価対象事象	添付書類八「3. 設計基準事故」記載の代表7事象	同左	・ ー
評価指標	敷地境界周辺公衆の実効線量	敷地内設備の吸収線量率	・ 事業変更許可申請書における線量評価では再処理施設周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないことを確認することを目的として実施するものであるのに対し、今回の放射線の設定は、設備の健全性確認のために行うため、評価指標を実効線量から吸収線量率に変更する。
考慮する核種	設計基準事故発生時に放出されうる全ての核種	同左	・ 添付書類八における線量評価及び今回評価は、いずれについても、設計基準事故発生時に放出されうる全ての核種及び放出量を考慮している。ただし、書面上に示す核種及び放出量については、それぞれの評価結果に対して、影響が無視できない核種を抜粋して記載している。
放射性物質の放出量	添付書類八に示す解析条件から求められる放出量	同左	
着目地点	敷地境界（放出地点から約1km）	敷地内（放出地点から0～60m地点）	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類八における線量評価では、設計基準事故発生時における公衆被ばくを評価している一方で、今回は再処理施設内に設置される設備の健全性評価が目的であるため、着目地点の変更は妥当である。 なお、今回の評価で用いる相対濃度については、添付書類四と同様に、着目地点以遠において最も大きい値となるものを着目地点の相対濃度とする。
実効放出継続時間	高レベル廃液ガラス固化設備での溶融ガラスの漏えい：17時間 その他の事象：1時間	全ての事象：1時間	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類四に示す平成25年4月から平成26年3月の気象資料に基づくと、主排気筒放出時において、実効放出継続時間が1時間及び17時間の場合における敷地境界（以遠）の相対濃度は、それぞれ以下のとおりになる。 実効放出継続時間が1時間の場合：$1.2 \times 10^{-6} (s/m^3)$ 実効放出継続時間が17時間の場合：$5.3 \times 10^{-7} (s/m^3)$ これに基づき、安全側の評価を得るために、高レベル廃液ガラス固化設備での溶融ガラスの漏えいについても実効放出継続時間を1時間に設定する。

別添-1 評価手法を変更する事の妥当性等(2/2)

放射線の設定に係る項目	事業変更許可申請書	今回評価	備考（評価手法を変更する事の妥当性等）
気象条件及び評価に使用する相対濃度の累積出現頻度	添付書類四「2.5 安全解析に使用する気象条件」のとおり	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相対濃度は以下の手順で設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 以下に示す式により，方位毎に，風向，風速，大気安定度及び実効放出継続時間を考慮した相対濃度を求める。 $x/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^T (x/Q)_i \cdot \delta_i$ ここで， <ul style="list-style-type: none"> x/Q : 実効放出継続時間中の相対濃度 (s/m³) T : 実効放出継続時間 (h) $(x/Q)_i$: 時刻 i における相対濃度 (s/m³) δ_i : 時刻 i において風向が当該方位にあるとき $\delta_i=1$ 時刻 i において風向が他の方位にあるとき $\delta_i=0$ ② 方位毎に，x/Q の値の小さい方からの累積出現頻度が 97%に当たる x/Q を求める。 ③ 方位毎に求めた x/Q のうち，最大となる方位の x/Q を評価に用いる x/Q とする。 <p>※2.1.3の(5)で設定した線量を評価する地点とした安全冷却水系冷却塔 A は，主排気筒から見て北側に，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から見て西側に位置するが，安全側の評価を得るために，この位置関係から相対濃度を求める方位を1つに限定することはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に累積出現頻度が 100%となる相対濃度を評価に使用した場合であっても，求められる線量率は最大でも約 25 倍大きくなる程度 (数 μGy/h) にとどまり，評価結果に対して，大きな影響を与えるものではない。
評価に用いる相対濃度	主排気筒放出： 1.2×10^{-6} (s/m ³) 地上放出： 1.1×10^{-4} (s/m ³)	主排気筒放出：同左 地上放出： 3.3×10^{-2} (s/m ³)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回評価においても，添付書類四と同様に，着目地点以遠において最も大きい値となる相対濃度を評価に用いる。結果として，主排気筒放出時については，考慮する相対濃度は同じ値となる。

別添-2

放射性雲に起因する線量率の評価

各代表事象について、放射性雲からの放射線に係る線量率は、添付書類八「3.4.4.2 線量の評価」の(2)(b)と同様に評価する。ただし、本評価における相対線量 D/Q については、相対濃度と同様に着目地点を敷地内とした場合の値を用いる。

放射性雲からの放射線に係る線量率は以下の式から求められる。

$$D = D/Q \cdot Q_{\gamma}$$

ここで

D : 放射性雲からの線量 (mGy)

D/Q : 相対線量

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下を除く
代表事象の場合 : 5.5×10^{-20} (Gy/Bq)

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下 :
 1.1×10^{-17} (Gy/Bq)

※ 相対線量の算出方法については、添付書類四「2.5.3 大気拡散の計算に使用する気象条件」の(2)を参照。

Q_{γ} : 事故期間中の放射性物質の大気放出量 (Bq) (ガンマ線実効エネルギー0.5MeV換算値)

$$Q_{\gamma} = \sum_i Q_i \times E_{\gamma i} / 0.5$$

ここで

Q_i : 事故期間中の放射性核種 i の大気放出量 (Bq) (本文表1参照。ただし、溶解設備の溶解槽における臨界については、別表1-1に示される希ガス及びよう素も考慮する。)

$E_{\gamma i}$: 放射性核種 i のガンマ線の実効エネルギー (MeV/dis) (別表 1-2 参照)
評価結果については、別表 1-3 に示す。

参考文献

- (1) “Radionuclide Transformations : Energy and Intensity of Emissions”, ICRP Publication 38 (1983)
- (2) 原子力安全委員会. 被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について. 1989, 2001一部改訂.

別表 2-1 溶解設備の溶解槽における臨界時に生じる希ガス及びよう素の放出量

核種	放出量(Bq)
Kr-83m	5.6×10^{12}
Kr-85m	5.6×10^{12}
Kr-85	5.9×10^7
Kr-87	3.8×10^{13}
Kr-88	2.5×10^{13}
Kr-89	1.7×10^{15}
Xe-131m	2.7×10^9
Xe-133m	6.8×10^{10}
Xe-133	1.0×10^{12}
Xe-135m	7.8×10^{13}
Xe-135	1.4×10^{13}
Xe-137	1.8×10^{15}
Xe-138	5.1×10^{14}
I-131	7.1×10^{10}
I-132	8.9×10^{10}
I-133	1.6×10^{12}
I-134	4.2×10^{13}
I-135	4.7×10^{12}

別表 2-2 核種毎の実効エネルギー

核種	ガンマ線実効エネルギー $E_{\gamma i}$ (MeV/dis)
Sr-90	—
Y-90	1.7×10^{-6}
Ru-106	—
Rh-106	2.1×10^{-1}
Sb-125	4.4×10^{-1}
Cs-134	1.6
Cs-137	—
Ba-137m	6.0×10^{-1}
Ce-144	2.1×10^{-2}
Eu-154	1.3
Pu-238	1.9×10^{-3}
Pu-239	8.1×10^{-4}
Pu-240	1.8×10^{-3}
Pu-241	2.6×10^{-6}
Am-241	3.3×10^{-2}
Cm-244	1.7×10^{-3}
Kr-83m	2.5×10^{-3}
Kr-85m	1.6×10^{-1}
Kr-85	2.2×10^{-3}
Kr-87	8.0×10^{-1}
Kr-88	2.0
Kr-89	2.1
Xe-131m	2.0×10^{-2}
Xe-133m	4.2×10^{-2}
Xe-133	4.5×10^{-2}
Xe-135m	4.4×10^{-1}
Xe-135	2.5×10^{-1}
Xe-137	1.9×10^{-1}
Xe-138	1.2
I-129	2.4×10^{-2}
I-131	3.9×10^{-1}
I-132	2.3
I-133	6.1×10^{-1}
I-134	2.8
I-135	1.7

—：文献に記載なし。

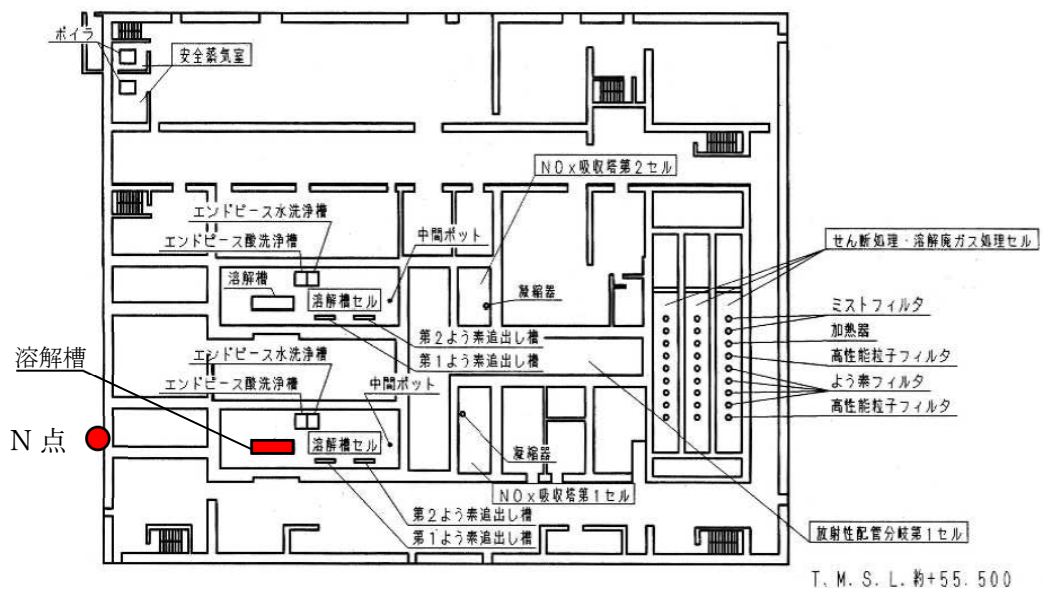
別表 2-3 評価結果

設計基準事故	放射性雲からの線量 (mGy)
プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災	6×10^{-11}
プルトニウム濃縮缶での T B P 等の錯体の急激な分解反応	9×10^{-14}
溶解槽における臨界	6×10^{-1}
高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい	3×10^{-7}
高レベル廃液ガラス固化設備での熔融ガラスの漏えい	4×10^{-5}
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下	4×10^{-3}
短時間の全交流動力電源の喪失	2×10^{-4}

臨界発生時における直接線に係る線量

溶解設備の溶解槽における臨界発生時の直接線に係る線量率を事業変更許可申請書の添付書類八の「3.4.4.2 線量の評価」の(2)b.と同様に評価する。

ただし、着目地点は敷地境界ではなく、前処理建屋外壁のうち、XXXXXXXXXX場所である、下図に示すN点とする。なお、溶解槽からN点までの距離はXXXXXXmであり、壁厚はXXXXmである。



この条件におけるN点の線量率は 2×10^{-1} mGy である。

XXXXXXXXXXについては、商業機密の観点から公開できません。

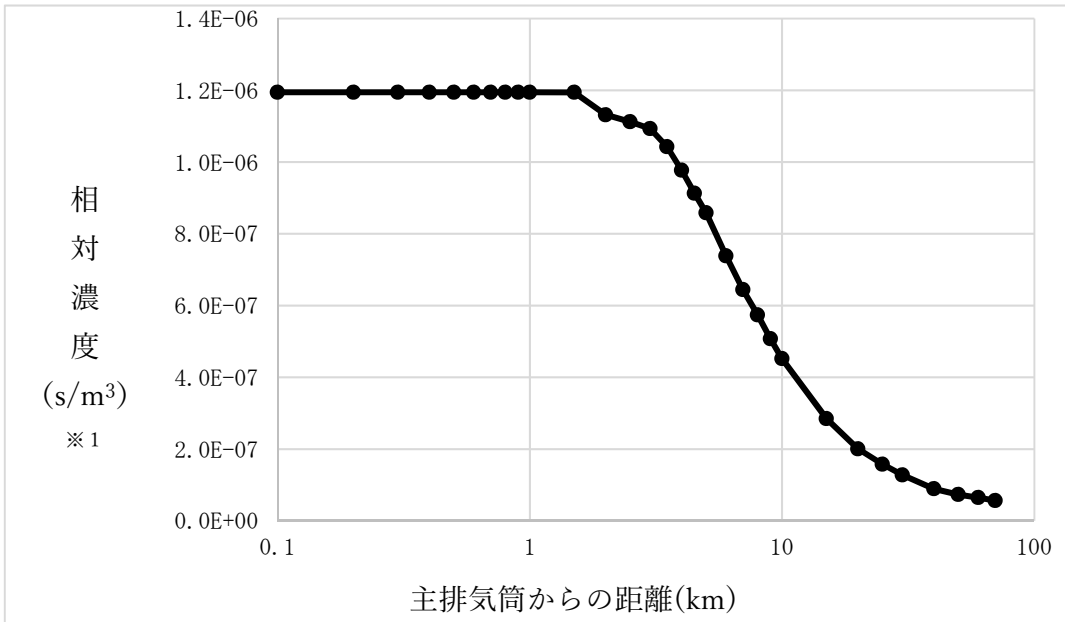
別添-4

相対線量 (D/Q) 及び相対濃度 (χ/Q)

主排気筒放出時における相対濃度と相対線量の分布は別図 3-1 に示すとおりである。また、地上放出時における相対濃度と相対線量の分布は別図 3-2 に示す。

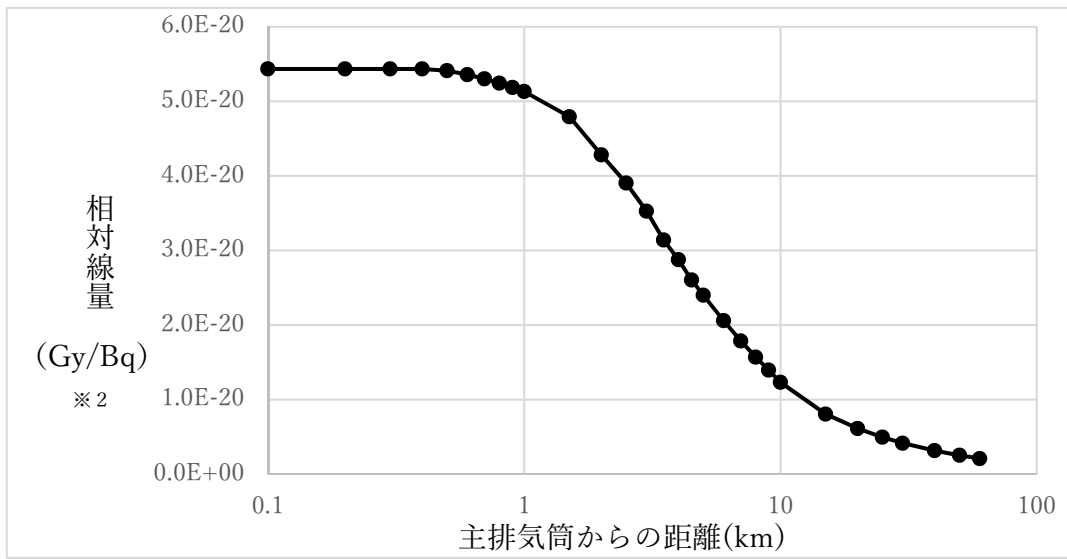
参考文献

- (1) 原子力安全委員会. 発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針. 1984, 2001 一部改訂.



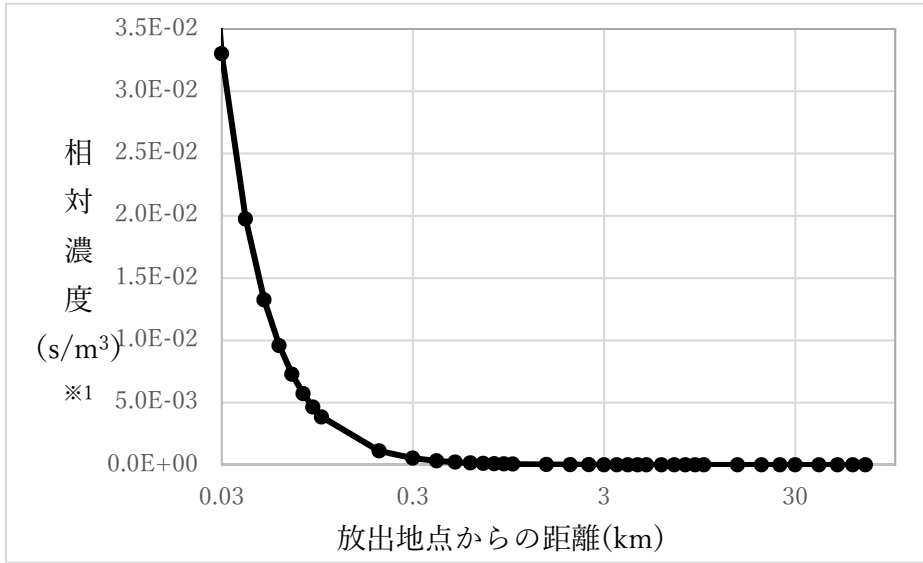
※1 縦軸に示される相対濃度は指定した地点以遠で最も大きい値となるものを示している。

別図 4-1(1) 距離毎の相対濃度 (主排気筒放出)



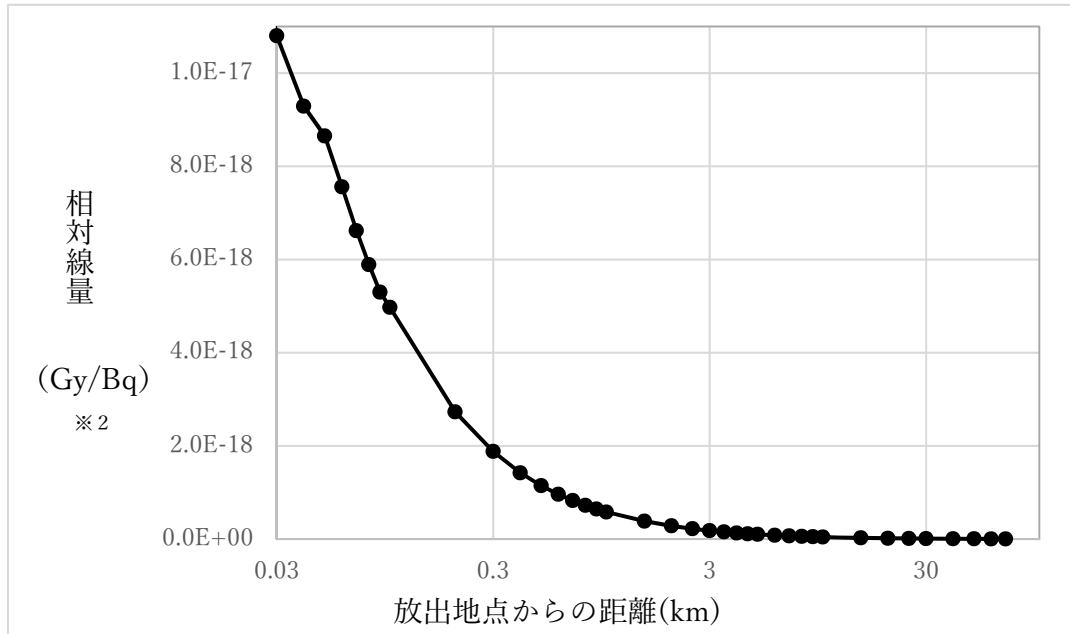
※2 縦軸に示される相対線量は指定した地点以遠で最も大きい値となるものを示している。

別図 4-1(2) 距離毎の相対線量 (主排気筒放出)



※1 縦軸に示される相対濃度は指定した地点以遠で最も大きい値となるものを示している。

別図 4-2(1) 距離毎の相対濃度 (地上放出)



※2 縦軸に示される相対線量は指定した地点以遠で最も大きい値となるものを示している。

別図 4-2(2) 距離毎の相対線量 (地上放出)

別紙 2-1

MOX 燃料加工施設における
圧力の設定方法について

1. 概要

本別紙は、MOX 燃料加工施設における圧力の設定方法について示したものである。

2. 圧力の設定に係る基本的な考え方

圧力について、屋外は、設計基準事故による圧力変動は考えられないことを踏まえ、環境条件として大気圧を設定する。

建屋内及びグローブボックス内は、閉じ込めとして、換気設備により常時負圧に管理していることを踏まえて環境条件を設定する。

建屋内の圧力については、管理区域の区分に応じて負圧管理値を管理することを踏まえて環境条件を設定する。なお、グローブボックス内で発生する火災により当該グローブボックスを設置する工程室内の雰囲気温度上昇に伴い、空気の膨張による圧力上昇が考えられるが、火災の発生及び消火による圧力変動は大気圧に少し近づく程度のものである。

建屋内の圧力に係る詳細について、3. 以降に示す。

なお、グローブボックス内の圧力については、グローブボックスの申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

3. 建屋内及びグローブボックス内の圧力設定について

3.1 建屋内の圧力

3.1.1 通常時の圧力

MOX 燃料加工施設は、換気設備により燃料加工建屋内部において、放射性物質を内包する焼結炉及びグローブボックスを中心にして段階的に区域を設定し、内側になるほど圧力を低く保って、空気の流れを内側に向かって一定に維持するような圧力の管理を行う。

具体的には、管理区域内を汚染のおそれのない区域（C1）と汚染のおそれのある区域（C2, C3）に区分し、さらに汚染のおそれのある区域を汚染のおそれの高い順に気圧が低くなるように負圧管理目標値を定めている。（表 1）

この負圧管理目標値の中で最大負圧の室内圧力は、 -160Pa [gage] であり、通常大気圧（ $101,325\text{Pa}$ ）時の室内圧力は、 $101,165\text{Pa}$ となり、大気圧と同程度であることから、通常時の環境条件を大気圧と設定する。

3.1.2 設計基準事故時の圧力

(1) 設計基準事故の概要

設計基準事故は、MOX 粉末を露出した状態で取り扱い、火災源となる潤滑油を保有する機器を設置するグローブボックスにおいて火災が発生し、火災の影響を受けた粉末容器内の MOX 粉末が飛散し、外部に放射性物質が放出される事象である。

グローブボックス内で火災が発生した場合は、放射線影響を考慮して、グローブボックス消火装置により窒素ガスを放出し、消火を行う。グローブボックス消火装置において消火ガスの放出と同時に、グローブボックス給気側のピストンダンパを閉止するとともに、消火ガス放出完了時には、グローブボックス排気側に設置する延焼防止ダンパを閉止することにより、消火ガスの放出時及び放出完了時におけるグローブボックスへの空気の流入を制限し、グローブボックス内の負圧を維持した状態にし、消火を行う。

グローブボックス消火装置による消火ガスの放出により、グローブボックス内の酸素濃度が消炎濃度である $12.5\text{vol}\%$ 以下となる時間は約 5 分である。また、設計基準事故の評価として想定する、グローブボックス排風機の単一故障による予備機のグローブボックス排風機への系統切替の時間は約 1 分である。以上より、消火が完了するまでの時間を 6 分と設定している。（第 1 図 消火ガス放出時のグローブボックス内酸素濃度の変化）

(2) 設計基準事故の発生を想定するグローブボックスを設置する工程室内の圧力

グローブボックス内で火災が発生した場合、グローブボックス消火装置の起動信号を受け、給気設備の送風機が停止する。また、送風機の停

止指令より一定時間遅延させたのち，建屋排気設備の排風機及び工程室排気設備の排風機が停止する。この給気設備及び排気設備の停止に伴い，消火が完了する6分以降，工程室内圧力は通常時の圧力から徐々に大気圧に近づく。（第2図 消火ガス放出時の工程室内及びグローブボックス内の圧力変化）

3.1.3 まとめ

「3.1.2 設計基準事故時の圧力」より，設計基準事故時の工程室内圧力は，通常時の工程室内圧力よりも大気圧との差が小さくなる。

通常時の工程室内圧力である -160Pa [gage] を考慮して，建屋内の圧力は，いずれの区分（設計基準事故の発生を想定するグローブボックスを設置する工程室内，それ以外の建屋内）においても，環境条件として大気圧を設定する。

3.2 グローブボックス内の圧力

グローブボックス内の圧力については，グローブボックスの申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

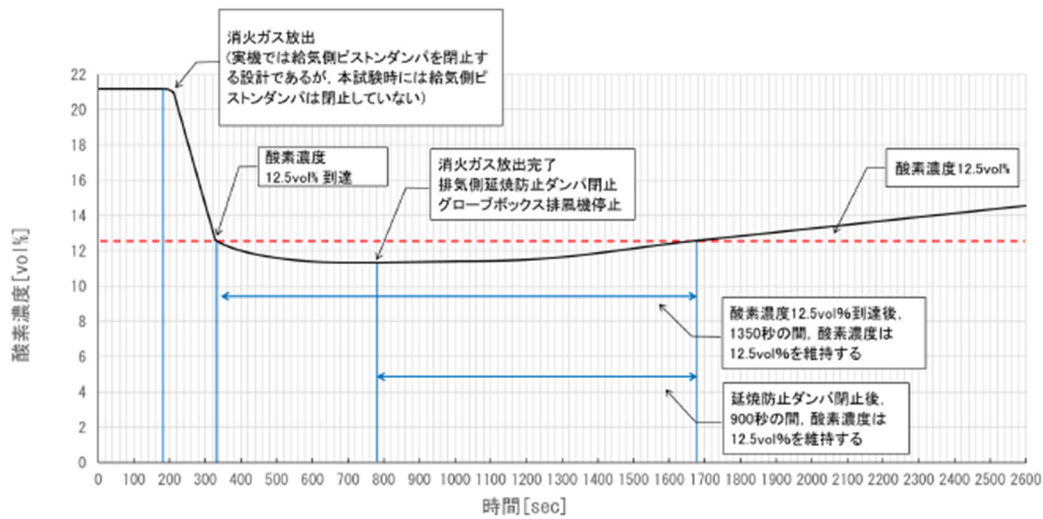
表 1 各区域の負圧管理目標値

汚染区分	定義	部屋名称	圧力 (*1)		
非管理区域	放射性物質を取り扱わない区域	更衣室, 給気機械・フィルタ室, 熱源機械室, 中央監視室等	—		
管理区域	C1	放射性物質を密封して取り扱う区域で, 外部放射線に係る線量のための管理を行う区域	輸送容器保管室, 固体廃棄物払出準備室, 入出庫室, 入出庫室前室, 荷卸室等	0~-60Pa	
	C2	C2a	通常の操作で汚染を発生するおそれが極めて少ない区域	制御室, 便所, 現場放射線管理室, 防護具保管室, 放管機器点検保管室, 廊下, 靴配備室, 除染室, 汚染検査室, 入域室, 退域室, 電気配線室, 制御盤室, 冷却機械室, ダクト・配管室, G B 消火設備室等	-80~-100Pa (*2)
		C2b	密封された放射性物質を取り扱う区域	排風機室, ウラン貯蔵室, 燃料棒貯蔵室, 排気フィルタ室, 廃棄物一時保管室, N D A 測定室, 廃油保管室, 燃料集合体組立室, 燃料集合体洗浄検査室, 燃料集合体組立クレーン室, 燃料集合体部材準備室, 燃料棒受入室, 燃料集合体貯蔵室, 梱包室, 梱包準備室等	
		C2c	混合酸化物貯蔵容器を受入れ, 一時保管する区域	貯蔵容器搬送用洞道, 貯蔵容器受入室, 貯蔵容器一時保管室等	
C3	軽微なトラブルでわずかな漏えいが発生するおそれのある設備や非密封状態で放射性物質を取扱う設備のある区域	放管試料前処理室, 放射能測定室, 原料受払室, 粉末調整室, 粉末一時保管室, ウラン粉末準備室, スクラップ処理室, ペレット加工室, ペレット・スクラップ貯蔵室, ペレット一時保管室, ペレット立会室, 燃料棒加工室, 燃料棒解体室, 液体廃棄物処理室, 固体廃棄物取扱室, メンテナンス室, 分析室等	-140~-160Pa		

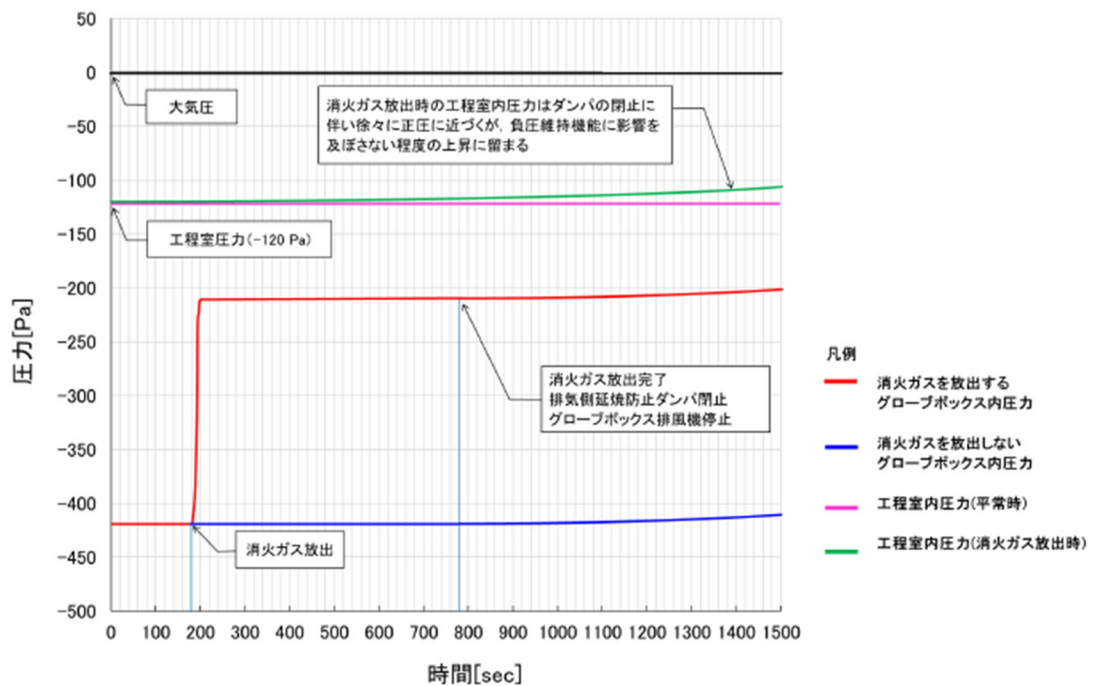
*1 大気圧との差圧。

*2 C2b 区域より C2a 区域を浅くする。

*3 再処理施設側への汚染拡大防止のため, 再処理施設側 (-120~-140Pa) と同等か深くし, C3 区域より浅くする。



第 1 図 消火ガス放出時のグローブボックス内酸素濃度の変化



第 2 図 消火ガス放出時の工程室内及びグローブボックス内の圧力変化

別紙 2-2

MOX 燃料加工施設における
温度の設定方法について

1. 概要

本別紙は、MOX 燃料加工施設における温度の設定方法について示したものである。

2. 温度の設定に係る基本的な考え方

温度について、屋外は、敷地周辺の気象観測所の観測記録を考慮して適切に設定する。詳細を添付1に示す。

建屋内又はグローブボックス内は、通常時において、屋内に設置する機器の発熱等を考慮するとともに、換気設備による空調管理を考慮した温度を設定する。

なお、建屋内の温度については、設計基準事故として想定するグローブボックス内火災により、当該グローブボックスを設置する工程室内の温度上昇が考えられるが、火災の継続時間を考慮すると、工程室内の温度に有意な影響を与えるものではない。

建屋内の温度に係る詳細については、3. 以降に示す。

なお、建屋内のうち貯蔵容器一時保管室、燃料棒貯蔵室及び燃料集合体貯蔵室内並びにグローブボックス内の温度については、貯蔵施設及びグローブボックスの申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

3. 建屋内及びグローブボックス内の温度設定について

3.1 建屋内の温度

3.1.1 通常時の温度

建屋内は、部屋内に設置する機器、照明による発熱及び核燃料物質からの崩壊熱を考慮するとともに、換気設備による空調管理を期待した室温評価を基に環境温度を40℃と設定する。

なお、貯蔵容器一時保管室、燃料棒貯蔵室及び燃料集合体貯蔵室の温度については、貯蔵施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

3.1.2 設計基準事故時の温度

(1) 設計基準事故の概要

設計基準事故は、MOX粉末を露出した状態で取り扱い、火災源となる潤滑油を保有する機器を設置するグローブボックスにおいて火災が発生し、火災の影響を受けた粉末容器内のMOX粉末が飛散し、外部に放射性物質が放出される事象である。

グローブボックス内で火災が発生した場合は、放射線影響を考慮して、グローブボックス消火装置により窒素ガスを放出し、消火を行う。グローブボックス消火装置において消火ガスの放出と同時に、グローブボックス給気側のピストンダンパを閉止するとともに、消火ガス放出完了時には、グローブボックス排気側に設置する延焼防止ダンパを閉止することにより、消火ガスの放出時及び放出完了時におけるグローブボックスへの空気の流入を制限し、グローブボックス内の負圧を維持した状態にし、消火を行う。

グローブボックス消火装置による消火ガスの放出により、グローブボックス内の酸素濃度が消炎濃度である12.5vol%以下となる時間は約5分である。また、設計基準事故の評価として想定する、グローブボックス排風機の単一故障による予備機のグローブボックス排風機への系統切替の時間は約1分である。以上より、消火が完了するまでの時間を6分と設定している。(第1図 消火ガス放出時のグローブボックス内酸素濃度の変化)

(2) 設計基準事故の発生を想定するグローブボックスを設置する工程室内の温度

グローブボックスの火災源鉛直方向2000mm(グローブボックス上面付近)の温度は、最大100℃である(第2図 グローブボックス内火災の模擬試験実施時の温度変化)が、設計基準事故の発生を想定するグローブボックスを設置する工程室は、部屋容積が十分広く、熱源となる火災の継続時間が6分間と短いことから、有意な温度上昇が考えられない。ただし、グローブボックス近傍として、グローブボックス表面に設置する機器については、グローブボックスから直接熱が伝わっていくことを考慮

し、環境条件を 100℃と設定する。なお、全ての設計基準事故を想定するグローブボックスは、火災源からグローブボックス上面までの距離を 2000mm 以上確保する設計としている。

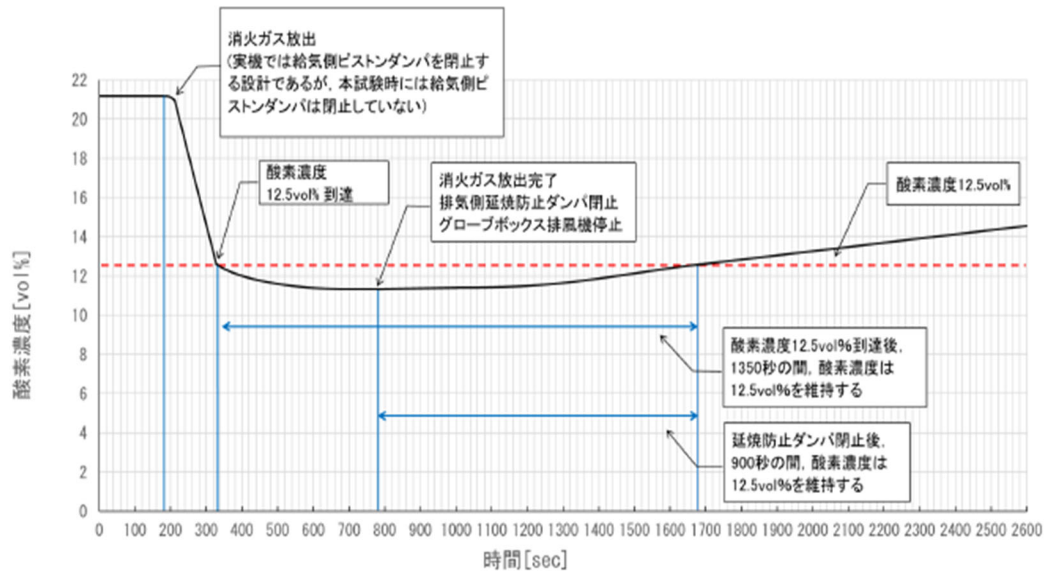
3.1.3 まとめ

「3.1.2 設計基準事故時の温度」より、設計基準事故の発生を想定するグローブボックスを設置する工程室内の温度は、通常時の環境温度と変わらないことから、換気設備による空調管理を期待した室温評価を基に環境温度である 40℃を建屋内の環境条件として設定する。ただし、グローブボックス近傍としてグローブボックス表面に設置する機器については環境条件を 100℃と設定する。

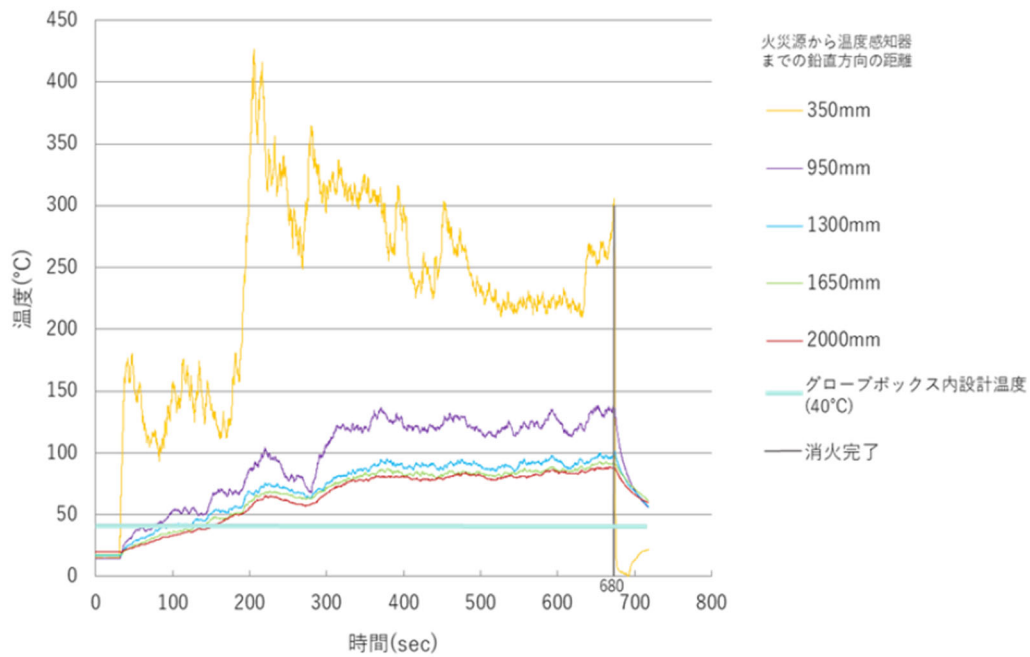
なお、貯蔵容器一時保管室、燃料棒貯蔵室及び燃料集合体貯蔵室内の温度については、貯蔵施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

3.2 グローブボックスの温度

グローブボックス内の温度については、グローブボックスの申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。



第 1 図 消火ガス放出時のグローブボックス内酸素濃度の変化



第 2 図 グローブボックス内火災の模擬試験実施時の温度変化

別紙 2-3

MOX 燃料加工施設における
放射線の設定方法について

1. 概要

本別紙は、MOX 燃料加工施設における放射線の設定方法について示したものである。

2. 放射線の設定に係る基本的な考え方

放射線について、設計基準事故として想定するグローブボックス内火災を考慮した放射線量を設定する。

屋外については、設計基準事故時においても、外部への放射性物質の放出量は小さく、設備に対して影響を及ぼすことはないことから、管理区域外の遮蔽設計の基準となる線量率を環境条件として設定する。

建屋内の各部屋内については、グローブボックス内に放射性物質を閉じ込めるため、有意な放射線量の上昇がないことから、遮蔽設計の基準となる線量率を環境条件として設定する。これに基づき、管理区域内については、包括する値として、工程室の遮蔽設計の基準となる線量率 $50 \mu\text{Gy/h}$ 、管理区域外については、管理区域外の遮蔽設計の基準となる線量率 $2.6 \mu\text{Gy/h}$ を環境条件として設定する。

なお、遮蔽設計の基準となる線量率は、以下のように工程室、管理区域外でそれぞれ設定していることから、安全機能を有する施設を設置するエリアに応じた遮蔽設計の基準となる線量率を環境条件として設定することとする。

- ・ 管理区域外の遮蔽設計の基準となる線量率
管理区域の設定基準が $1.3\text{mSv}/3$ 月間を超える区域であることを基に、1 時間当たりの線量率として $2.6 \mu\text{Sv/h}$ と設定している。
- ・ 工程室の遮蔽設計の基準となる線量率
放射線業務従事者の実効線量が $50\text{mSv}/1$ 年間を下回ることを基に、核燃料物質を取り扱う部屋の立ち入り時間を考慮して、 $50 \mu\text{Sv/h}$ と設定している。

放射線の各エリアの環境条件については、保守的に実効線量(Sv)と吸収線量(Gy)が等価であるとして設定する。

なお、貯蔵施設を設置する部屋内及びグローブボックス内の放射線については、貯蔵施設及びグローブボックスの申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。

3. 貯蔵施設を設置する屋内及びグローブボックス内の放射線設定について

貯蔵施設を設置する屋内及びグローブボックス内の放射線については、貯蔵施設及びグローブボックスの申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。